

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多治見市長

市町村名 (市町村コード)	多治見市 (204)
地域名 (地域内農業集落名)	池田南 (廿原町・三の倉町・諏訪町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月1日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

土岐川に合流する三の倉川流域に属し、市街地から離れた山あいの廿原町・三の倉町・諏訪町の3集落で展開される約22haの農用地は、水稻及び野菜栽培の農地として利用され、代々伝わる農地を意欲的に守っている。うち、農村活性化住環境整備事業により農業環境が改善された廿原町地内においては、農用地(約19ha)のおおむね全域を町内農家全員38名が出資する認定農業者Aが担っているが、持続可能な営農体制の維持や継続的な新規就農者の確保・育成が課題である。

三の倉町に大きな農地はなく、限られた農地が山間に分散し、水稻と野菜栽培を行っている。ほとんどが兼業農家であるため、就業後や休日に農作業を行う。農業者の高齢化も進み、新規就農者の確保が課題。

諏訪町は、集落中央にある畑で、主に露地野菜の栽培を行っているが、水稻は少く、定年後、地元に戻ってから耕作を始めた農業者がほとんどである。農機具の更新や栽培作物の検討等が課題である。

これら3集落は山あいに立地するため、イノシシ被害防止のため継続的な捕獲や防護柵等の整備が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

廿原町では、認定農業者Aが水稻、露地野菜、イチゴ、ブルーベリー栽培を行っている。特にイチゴは「美味しい」と人気があり、経営するイチゴ狩り観光農園には名古屋近郊から多くの人々が訪れる。また、不耕起栽培・乾田直播による水稻栽培やマイクロリーフの栽培など、新しい農法や新規作物の栽培にも意欲的に取り組んでいる。

また、認定農業者Bが、廿原町や三の倉町地内にある水稻や野菜づくりに不向きな農地にもみじの植栽を行い、もみじの葉を利用した茶やクッキー等の加工品生産を行っている。今後は、新たな樹木の葉や花、スダチ等の果皮を6次産業商品として開発し、輸出も見据えた事業の拡大を図る予定。

三の倉町や諏訪町では、平坦で大きな農地を確保できないため、果樹の栽培、有機農業への取り組みや学校給食への食材提供など、集落の特徴を生かした農業を検討していく。

効率的な農作業を実施するため、スマート農業の取り組みも行う。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	23 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
3集落それぞれの農業を担う者に農地を集積・集約することを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
3集落それぞれの「農業を担う者」に農地を集積・集約することを基本とし、継続して農地バンクを活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農作業の効率化を図るため必要に応じて畦畔修繕・除去などを考慮していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
基本的には、3集落それぞれで多様な経営体の確保・育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
基本的には地元農業者で農作業を担うが、効率化を図るため必要に応じて委託サービスを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①農業再生協議会による鳥獣害防止総合対策事業等を活用した防護柵の設置や、集落自ら実施する有害鳥獣捕獲体制を検討していく。
 ②③今後、地域全体で検討していく。④新たな作物や商品開発を行う⑤山間地に適した農作物を検討する。